

「実質的支配者リスト制度」に対するご活用のお願について

令和3年12月13日
神奈川県信用農業協同組合連合会

当会では、法務省からの要請を踏まえ、株式会社のお客さまを対象に、下記のとおり「実質的支配者リスト制度」の導入を開始いたします。

当制度は、商業登記所が、株式会社からの申出により、当該株式会社の実質的支配者に関する情報を記載した書式（実質的支配者リスト）の提出を受け、その写しを当該株式会社に交付するものです。

今回のお知らせは、株式会社のお客様が当会の窓口にて一層円滑にお手続いただける制度となりますので、ご活用いただきますようお願い申し上げます。

記

1 当制度について

当制度は、商業登記所が、株式会社からの申出により、当該株式会社の実質的支配者に関する情報を記載した書式（実質的支配者リスト）の提出を受け、その写しを当該株式会社に交付するものです。

令和4年1月31日より導入が開始され、全国84か所の商業登記所で受付（無料）が可能となります。当制度の導入に伴い、当会の窓口にて実質的支配者の確認をさせていただく際、当該書式のみご提出いただくことで確認できますので、今まで以上に円滑にお手続いただけるようになります。

なお、当制度の開始以降であっても、実質的支配者の確認は従来の方法（口頭でのご申告や有価証券報告書のご提示など）も可能です。

2 対象となるお客さま

株式会社のお客さま

※特例有限会社を含みます。

3 当制度の開始日

令和4年1月31日（月）

4 その他

当制度にかかる詳細については法務省ホームページ（[法務省：実質的支配者リスト制度の創設（令和4年1月31日運用開始）](https://www.moj.go.jp)（[moj.go.jp](https://www.moj.go.jp)））をご参照ください。

以上